

官報

号外

昭和四十一年六月三日

第五十二回 参議院會議録第三十一号

昭和四十一年六月三日(金曜日)

午前十時二十八分開議

議事日程 第三十四号

昭和四十一年六月三日

午前十時開議

- 第一 郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第二 中部圏開発整備法案(衆議院提出)

○本日の會議に付した案件

- 一、日程第一 郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 二、日程第二 中部圏開発整備法案(衆議院提出)

○議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

一昨一日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 河野 謙三君
法務委員 安井 謙君

昭和四十一年六月三日 参議院會議録第三十一号 議長の報告

大蔵委員

商工委員

運輸委員

同

通信委員

建設委員

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員

法務委員

大蔵委員

商工委員

運輸委員

同

通信委員

建設委員

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

災害対策特別委員

同

同

同

同

物価等対策特別委員

同

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

名した。

災害対策特別委員

同

同

同

物価等対策特別委員

同

同日左の内閣提出案を衆議院に送付した。

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税務署の設置に関し承認を求めるの件

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

公職選挙法の一部を改正する法律案

機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案

国民健康保険法の一部を改正する法律案

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

公職選挙法の一部を改正する法律

機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律

同日本院において承認することを議決した左の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

国民健康保険法の一部を改正する法律

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税務署の設置に関し承認を求めるの件

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第五十二回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

土地調整委員会委員長 黒河内 透君
外務省欧亞局長事務代理 高島 益郎君
外務省経済局長事務代理 鶴見 清彦君

同日内閣総理大臣から議長宛、土地調整委員会委員長黒河内透君外二名(前掲議長承認)を第五十二回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

昨日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

同

同

同

大蔵委員

同

農林水産委員

同

商工委員

運輸委員

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

通信委員

同

同

同

建設委員

同

同

同

決算委員

(国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの)

塩見 俊二君
船田 謙君
山本伊三郎君
林屋亀次郎君
須藤 五郎君
田村 賢作君
大河原 次君
鈴木 一弘君
中津井 真君
春日 正一君
安井 謙君
小沢久太郎君
古池 信三君
森田 タマ君
白木義一郎君
岩間 正男君
内田 芳郎君

昭和四十一年六月三日 参議院會議録第三十一号 議長の報告 會議 郵便法の一部を改正する法律案

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員	林屋龜次郎君
同	古池 信三君
同	大河原 一孝君
大蔵委員	堀見 俊二君
同	春日 正一君
農林水産委員	小沢久太郎君
同	山本伊三郎君
同	白木義一郎君
商工委員	森田 タマ君
運輸委員	岩間 正男君
同	内田 芳郎君
通信委員	田村 賢作君
同	船田 讓君
建設委員	中津井 真君
同	鈴木 一弘君
同	須藤 五郎君
決算委員	館 哲二君
同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。	
科学技術振興対策特別委員	光村 基助君
物産等対策特別委員	山本 杉君
同	野上 元君
同	松永 忠二君
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	
科学技術振興対策特別委員	佐多 忠隆君
物産等対策特別委員	岸田 幸雄君
同	川村 清一君
同	秋山 長造君

同日石炭対策特別委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 小柳 勇君 (小野明君の補欠)

同日委員長から左の報告書が提出された。

中部圏開発整備法案可決報告書

郵便法の一部を改正する法律案可決報告書

同日内閣総理大臣から議長宛、一昨一日付をもつて防衛庁教育局長矢野基男君は同人事務局長に、経済企画庁長官官房会計課長平山正隆君は同庁審議官にそれぞれ任命され、また防衛庁人事局長堀田政孝君は退職となつたので政府委員は自然消滅となつた旨の通知書を受領した。

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第五十一回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

防衛庁教育局長 中井 亮一君

防衛庁人事局長 矢野 基男君

経済企画庁長官官房会計課長 財前 直方君

○議長(重宗雄三君) これより本日の會議を開きます。

日程第一、郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。通信委員長野上元君。

郵便法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十一年四月二十一日

衆議院議長 山口喜久一郎

参議院議長 重宗 雄三殿

郵便法の一部を改正する法律案

郵便法の一部を改正する法律

郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第十六条中「第一種乃至第五種」を「第一種郵便物、第二種郵便物、第三種郵便物及び第四種郵便物」に改める。

第十七条第一項第一号中「四十五センチメートル」を「四十センチメートル」に、「三十センチメートル」を「二十センチメートル」に、「十五センチメートル」を「十センチメートル」に、「六キログラム」を「四キログラム」に、「第三種乃至第五種」を「第三種及び第四種」に改め、同項第二号中「百センチメートル」を「一メートル」に、「二メートル」を「百五十センチメートル」に改め、同条第二項ただし書中「十センチメートル」を「十二センチメートル」に、「四センチメートル」を「六センチメートル」に改め、同項第一号中「十二センチメートル」を「十四センチメートル」に改め、同項第二号中「十二センチメートル」を「十四センチメートル」に、「七センチメートル」を「九センチメートル」に改める。

第十九条中「書留」の下に「(第五十八条第五項の規定によるものを除く。)」を加える。

第十九条の二第二項中「郵便切手つきの通信用紙を郵便書簡」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第十九条の三(小包郵便物の料金の免除) 郵政大臣は、天災その他非常の災害があつた場合において、必要があると認めるときは、省令の定めるところにより、当該災害地の被災者の救助を行なう地方公共団体又は日本赤十字社に於てた救助用物資を内容とする小包郵便物の料金を免除することができる。

第十九条の四(郵便葉書等の交換) 郵政大臣は、省令の定めるところにより、料額印面のついた郵便葉書又は郵便書簡で、料額印面以外の箇所につき、これを汚損し、その一部をき損し、印刷を誤り、又は書損じをしたものについて、これをその料額印面にあらわされた料額に相当する額により郵便葉書、郵便書簡又は郵便切手と交換する。

前項の規定による交換を申し出る者は、省令で定める額の手数料を納付しなければならない。

第二十一条第一項第二号を次のように改める。

二 郵便書簡

第二十一条第一項に次の一号を加える。

三 前二号に掲げるもののほか、第二種郵便物、第三種郵便物及び第四種郵便物に該当しないもの

第二十一条第二項を次のように改める。

第一種郵便物(郵便書簡を除く。次項において同じ)で左の条件を具備するものの料金は、重量二十五グラムまでのものに於ては十五円、重量二十五グラムをこえ五十グラムまでのものに於ては二十円とする。

一 その表面及び裏面が長方形で、その長方形の大きさが長さ十四センチメートルから二十センチメートルまで、幅九センチメートルから十二センチメートルまでの郵便物であつて、その厚さ及びその他の形状が省令で定める基準に適合するものであること。

二 重量が五十グラムをこえないものであること。

三 省令で定める場合を除き、その外部に、差出人及び受取人の氏名及び住所若しくは居所以外の事項を記載し、又は他の物を添附しないこと。

三 省令で定める場合を除き、その外部に、差出人及び受取人の氏名及び住所若しくは居所以外の事項を記載し、又は他の物を添附しないこと。

三 省令で定める場合を除き、その外部に、差出人及び受取人の氏名及び住所若しくは居所以外の事項を記載し、又は他の物を添附しないこと。

三 省令で定める場合を除き、その外部に、差出人及び受取人の氏名及び住所若しくは居所以外の事項を記載し、又は他の物を添附しないこと。

三 省令で定める場合を除き、その外部に、差出人及び受取人の氏名及び住所若しくは居所以外の事項を記載し、又は他の物を添附しないこと。

三 省令で定める場合を除き、その外部に、差出人及び受取人の氏名及び住所若しくは居所以外の事項を記載し、又は他の物を添附しないこと。

三 省令で定める場合を除き、その外部に、差出人及び受取人の氏名及び住所若しくは居所以外の事項を記載し、又は他の物を添附しないこと。

三 省令で定める場合を除き、その外部に、差出人及び受取人の氏名及び住所若しくは居所以外の事項を記載し、又は他の物を添附しないこと。

三 省令で定める場合を除き、その外部に、差出人及び受取人の氏名及び住所若しくは居所以外の事項を記載し、又は他の物を添附しないこと。

三 省令で定める場合を除き、その外部に、差出人及び受取人の氏名及び住所若しくは居所以外の事項を記載し、又は他の物を添附しないこと。

三 省令で定める場合を除き、その外部に、差出人及び受取人の氏名及び住所若しくは居所以外の事項を記載し、又は他の物を添附しないこと。

三 省令で定める場合を除き、その外部に、差出人及び受取人の氏名及び住所若しくは居所以外の事項を記載し、又は他の物を添附しないこと。

三 省令で定める場合を除き、その外部に、差出人及び受取人の氏名及び住所若しくは居所以外の事項を記載し、又は他の物を添附しないこと。

三 省令で定める場合を除き、その外部に、差出人及び受取人の氏名及び住所若しくは居所以外の事項を記載し、又は他の物を添附しないこと。

三 省令で定める場合を除き、その外部に、差出人及び受取人の氏名及び住所若しくは居所以外の事項を記載し、又は他の物を添附しないこと。

いものであること。

四 受取人の氏名及び住所又は居所の全部又は大部分をかなの活字で記載するものにあつては、省令で定める記載上の要件を備えるものであること。

第二十一条に次の四項を加える。

第一種郵便物で前項に規定するものの以外のもので料金は、重量五十グラムまでのものにあつては二十五円、重量五十グラムをこえ五百グラムまでのものにあつては五十グラムをこえる五十グラム又はその端数ごとに十円の割合で算出した額を二十五円に加えた額、重量五百グラムをこえ一キログラムまでのものにあつては二百円、重量一キログラムをこえるものにあつては一キログラムをこえる一キログラム又はその端数ごとに五百円の割合で算出した額を二百円に加えた額とする。

郵便書簡は、郵政大臣が、省令でその規格及び様式を定めて、発行し、その料金は、十五円とする。

郵便書簡は、省令で定める場合を除き、これに他の物を封入し、その外部に他の物を添附し、又は原形を変えて差し出すことができない。

前項の規定に違反して差し出された郵便書簡は、省令の定めるところにより、第二項又は第三項に規定する第一種郵便物として取り扱う。

第二十二條第二項中「五円」を「七円」に、「十円」を「十四円」に、「六円」を「八円」に改め、ただし書を削り、同条第五項中「これを」を「省令の定めるところにより、」に改める。

第二十三條第四項ただし書中「重量百グラム又はその端数ごとに二円」を「重量百グラムまでのものにあつては三円、重量百グラムをこえるものにあつては百グラムをこえる五十グラム又はその端数ごとに一円の割合で算出した額を三円に加えた額」に改め、同条第五項第二号中「二箇月」を「三箇月」に改め、同項中同号を第三号とし、第一号の

次に次の一号を加える。

二 毎月三回以上発行するもの（前号に掲げるものを除く。）

二箇月

第二十六條第一項第四号中「根、樹皮及びきのこで栽培又は培養の用に供するもの」を「若しくは根で栽培の用に供するもの又は蚕種で繁殖の用に供するもの」に改め、同項中第五号を削り、第六号を第五号とし、同項に次の一号を加える。

六 學術に關する団体がその目的を達成するため継続して年一回以上発行する學術に關する刊行物（郵政大臣の指定するものに限る。）を内容とする郵便物で、発行人又は売りさばき人から省令の定めるところにより差し出されるもの。

第二十六條第二項第二号中「前項第四号から第六号まで」を「前項第四号及び第五号」に、「二円」を「六円」に改め、同項に次の一号を加える。

三 前項第六号に掲げるもの

重量百グラム又はその端数ごとに 十円

第二十七條を削り、第二十七條の二中「第五種郵便物を」第一種郵便物（郵便書簡を除く。）に、「前条第二項」を「第二十一條第二項及び第三項」に、「重量五十グラム又はその端数ごとに八円」を「同条第二項に規定するものにあつては重量二十五グラムまでのもの十二円、重量二十五グラムをこえ五十グラムまでのもの十六円とし、同条第三項に規定するものにあつては重量五十グラムまでのもの二十円、重量五十グラムをこえ百グラムまでのもの二十八円に改め、同条第一号中「以下同じ」を削り、「若しくは名古屋市」を「名古屋市中若しくは北九州市」に改め、同条第四号中「内容、」を削り、同条を第二十七條とし、同条の次に次の一條を加える。

第二十七條の二（第一種郵便物及び第二種郵便物の料金の特例） 郵政大臣は、左の条件を具備する第一種郵便物（郵便書簡及び市内特別郵便物を除く。）又は第二種郵便物（料額印面のついた郵便書簡及び公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の規定による選挙運動用の通常葉書を除く。）の料金については、その合計額（第二十一條第二項若しくは第三項の規定により算出された当該第一種郵便物の料金の額又は第二十二條第二項に規定する当該第二種郵便物の料金の額に同時に差し出された当該郵便物の総数を乗じて得た額をいう。）につき、省令の定めるところにより、その合計額の百分の十（往復葉書にあつては、百分の五）に相当する額をこえない範囲内において、これを減額することができ。

一 郵便物の取扱量が大量であり、かつ、その取扱量が時期により変動する郵便局で、郵政大臣が指定するものに差し出されたものであること。

二 同一差出人から形状、重量及び取扱いが同一のものを同時に三千通以上省令の定めるところにより差し出されたものであること。

第二十八條の見出し中「第三種乃至第五種郵便物を」第三種郵便物及び第四種郵便物に改め、同条第一項中「第四種郵便物及び第五種郵便物を」及び第四種郵便物に改める。

第二十九條ただし書中「但し、」の下に「第二十一條第二項に規定する第一種郵便物、郵便書簡又は」を加え、「これを」を「省令の定めるところにより、」に改める。

第三十二條第二項中「郵便書簡の下に」及び郵便書簡を加え、「その印面を」料額印面に改め、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。

前項の規定により郵便物の料金及び特殊取扱の料金を後納する場合においては、省令の定めるところにより、これらの料金以外の郵便に關する料金についても、後納することができる。

第三十二條の二第二項中「配達」を「交付」に、「二円」を「省令で定める額」に改め、同条第四項中「前条第四項」を「前条第五項」に改める。

第三十五條中「郵便書簡」の下に「若しくは郵便書簡」を加える。

第三十八條第三号中「当該郵便物の料金」の下に「（当該郵便物が第二十七條の二の規定により料金の合計額を減額された郵便物である場合には、これに係る既納の料金の合計額を限度として、当該減額がなかつたものとした場合における当該郵便物の料金）」を加える。

第四十四條第三項中「第五十八條第五項第二号」を「第五十八條第六項第一号」に、「千円」を「三千円」に、「同項第一号」を「同号イ」に改める。

第五十條に次のただし書を加える。

ただし、郵政大臣は、郵便私書箱を使用する者で、その使用につき省令で定める特別の条件をみたすものについては、当該使用料を免除することができる。

第五十二條第二項中「郵便物は」の下に、「第二十一條第六項」を加える。

第五十三條第一項第一号中「第五種郵便物」を「第一種郵便物」に改め、同条第二項中「第五十八條第五項第二号」を「第五十八條第六項第一号」に、「千円」を「三千円」に、「同項第一号」を「同号イ」に改め、同条第三項中「料金が未納又は不足であるもの」を「左の各号に掲げる郵便物」に、「その不納金額の二倍に相当する額」を「当該各号に掲げる額」に改め、同項に次の二号を加える。

一 料金が未納又は不足である郵便物
その不納金額の二倍に相当する額

二 第十九條の規定に違反して差し出された郵便物

第五十八條第六項第一号イに掲げる書留料の二倍に相当する額

第五十八條第二項中「五万円」を「十万円」に改め、同条第三項中「五十万円」を「百万円」に改め、同条第四項中「千円」を「三千円」に改め、同条第

五項を次のように改める。

郵政省は、第一項の規定によるもののほか、左に掲げる郵便物以外の郵便物につき、差出人からの申出があるときは、当該郵便物の引受け及び配達について記録し、もし、送達の場合において当該郵便物を亡失し、又はき損した場合においては、二千元を限度とする実損額を賠償する書留の取扱をする。

一 現金又は第十九条に規定する貴重品を内容とする郵便物

二 引受時刻証明、配達証明、内容証明、代金引換又は特別送達の取扱をする郵便物

第五十八条に次の一項を加える。

書留料は、左のとおりとする。

一 第一項の規定による書留とするもの
損害賠償額が三千元以下であるもの
通常郵便物にあつては六十円、小包郵便物にあつてはその額を参酌して政令で定める額

ロ 損害賠償額が三千元をこえるもの
通常郵便物にあつては三千元をこえる二千元又はその端数ごとに現金を内容とするものにあつては五円、現金以外の物を内容とするものにあつては一円の割合で算出した額を六十円に加えた額、小包郵便物にあつてはその額を参酌して政令で定める額

二 前項の規定による書留とするもの
通常郵便物にあつては五十円、小包郵便物にあつてはその額を参酌して政令で定める額

第六十条第一項中「他の郵便物」を「これと同一の種類に属する他の郵便物で速達としないもの」に改め、同条第二項中「重量四キログラムをこえる第一種郵便物並びに」を削り、同条第三項を次のように改める。

速達料は、通常郵便物にあつては重量二百グラムまでのもの五十円、重量二百グラムをこえ

五百グラムまでのもの七十円、重量五百グラムをこえ一キログラムまでのもの百円、重量一キログラムをこえるもの二百円とし、小包郵便物にあつてはその額を参酌して政令で定める。

第六十条第四項中「前項」を「当該郵便物」に改める。

第六十一条第二項中「書留」の下に「(第五十八条第五項の規定によるものを除く。以下この章において同じ。)」を加え、同条第三項中「六十円」を七十円に改める。

第六十二条第四項中「六十円」を「七十円」に、「九十円」を「百二十円」に改める。

第六十三条第三項中「六十円」を「百円」に、「三十円」を「五十円」に改める。

第六十四条第三項中「五十万円」を「百万円」に改め、同条第四項中「六十円」を「八十円」に改める。

第六十六条第三項中「八十円」を「百円」に改める。

第六十八条第一項第一号中「若しくは」を「又は」に改め、同条第二項第一号中「書留」の下に「(第五十八条第五項の規定によるものを除く。次号において同じ。)」を加え、「千円」を「三千元」に改め、同項第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第五十八条第五項の規定による書留とした郵便物の全部又は一部を亡失し、又はき損したとき

二千元を限度とする実損額

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。ただし、第十七条第二項の改正規定及び附則第三項の規定は、昭和四十四年一月一日から施行する。

(経過規定)

2 この法律の施行前に差し出された郵便物については、なお従前の例による。

3 昭和四十四年一月一日前に差し出された郵便物に係る大きさの最小限の制限については、なお従前の例による。

4 昭和四十三年十二月三十一日までの間に差し出される第一種郵便物についての改正後の第二十一条第二項第一号の規定の適用については、同号中「十四センチメートル」とあるのは「十二センチメートル」と、「九センチメートル」とあるのは「七センチメートル」とする。

5 この法律の施行前にされた第三種郵便物の認可の申請に係る認可をし、又は認可をしない旨を通知すべき期間については、なお従前の例による。

6 (郵便法の一部を改正する法律の一部改正)
郵便法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第九十三号)附則第二項中「当分の間を昭和四十二年十二月三十一日までの間は」に改める。

〔野上元君登壇、拍手〕

○野上元君 ただいま議題となりました郵便法の一部を改正する法律案について、通信委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。本法律案につきましては、去る四月十三日、本会議において政府より趣旨の説明を聴取いたしておりましたので、ごく簡潔にその要旨を申し上げます。

郵便料金は、昭和三十六年に第三種以下に若干の手直しを行なったのみで、その最も重要な第一種の封書及び第二種のはがきは、昭和二十六年以来、今日まで、十五年間も据え置かれてまいつたのであります。その間に、諸物価は高騰し、特に、事業支出の八〇％を占める人件費の増高は著しく、ついに、昨年来、赤字経営を余儀なくされてまいっております。

本法法律案は、その赤字経営を正常化し、あわせて事業の近代化をはかるため、若干の郵便料金の改定を行なうとするものであります。

次に、改正点のおもなものは、第一種の封書と第五種の印刷物、開封の書状等を統合して、新たな第一種として十円を十五円に、第二種のはがきの五円を七円に、また、第三種郵便物のうち、新聞紙等は二円を三円に値上げするほか、事務処理を円滑ならしめるため、所要の改正を行なうとするものであります。

通信委員会におきましては、本法法律案の重要性にかんがみ、去る四月二十一日以来、佐藤総理並びに郵政省、経済企画庁等に対し、熱心な質疑を行ない、その間、物価等対策特別委員会との連合審査を行ない、また、東京において公聴会を、名古屋においていわゆる地方公聴会を開催し、広く各方面の意見も聴取いたしました。

次に、質疑のおもなものを申し上げますと、一、料金値上げに踏み切った理由。すなわち、一般会計からの補てんか、利用者負担か。一、料金改定の幅の問題。一、郵政事業内で、すなわち、郵便貯金事業または簡易保険事業から繰り入れる方法はとれなかったか。一、総括原価主義というが、郵便物の各種別における不均衡の問題、等につき、慎重審議をいたしました。その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して横川委員より反対、自由民主党を代表して西村委員より賛成、公明党を代表して田代委員より反対、第二院クラブの石本委員より反対、各派に属しない鈴木委員より反対の発言があり、討論を終え、直ちに採決の結果、本法法律案

は多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 本案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。横川正市君。

〔横川正市君登壇、拍手〕

○横川正市君 日本社会党を代表して、ただいま議題となりました郵便法の一部改正案に対し、私は反対の討論を行なうものであります。

まず、郵便事業の実体を今日の状況からたどってみますと、旧家に縛りつけられた長男のごときものであります。社会的には強く公共性を押しつけられ、体面もあることから、他の企業と肩を並べなければならぬために、経費倒れや出費が多く、加えて、高度成長経済のあおりを受けて、名はあっても内容は火の車の旧家の運命に似ていると思ふからであります。しかし、旧家の長男に比べて、次男、三男に該当する電電公社その他は、その企業性を縦横に駆使して、国鉄とともに国民サービスの先駆的な開発を実現しているのではありません。これらの対照的存在から企業を直視いたしてみますと、郵便事業の現状というものは前途全く苦難が予想される企業であると言わねばなりません。経営当事者に対して、名家の長男である自覚をもつて、今日落ち込んだ企業の原因を突きとめ、時代の進展に伴いこれらを解決する気魄が強く要求される場所であると思ふのであります。

さて、反対の第一は、佐藤総理のさきの施政演説、あるいはまた国会の答弁等を通じて、明らかにされておりますところは、福祉国家の建設であり、経済のひずみの是正であり、その政策目標は

広く国民の利益を代表することをもって任じておったのであります。また、福田大蔵大臣は、豊かな家計を目ざらしたとして、国民に多くの公約を最大限に振りまいたのでありますけれども、現実の国民生活からこれらの問題を考えてみますと、これはあくまでも国民に対してのゼスチュア

にとどまり、現実的には、生活危機の赤信号は、つきつぱなしで、施政方針演説や財政演説での公約は、演説のための飾り文句であつたことを、思い知らされていくにすぎないのであります。昭和四十年以来、国民生活は、物価高と所得の伸び悩みで、苦しい家計をしいられてきております。国民にとつては、まことに、はた迷惑な問題であると言わねばなりません。当時、総理、大蔵両大臣の約束した問題等は、その案件として国民から強く期待されておつたのでありますけれども、これらは相次いで裏切られ、公約の実現ではなくして、与えられたものは、公共料金の値上げと、これらの呼び声にこたえる消費物価の値上がりであつた、ということを知らねばならぬと思ふのであります。すなわち、早春早々に消費者米価の値上げ、松の内もよりやく明けた十五日には大手私鉄運賃の値上げ、さらに国民の足ともいえる国鉄運賃の値上げ、加えて地方公営企業である水道料金、私学の授業料、そしてたまたま議題となつております郵便料金の値上げと、全く思ひつきまもなく、国民は公共料金の値上げ攻勢を受けているのであります。物価対策総元締めである経済企画庁は、政策努力を織り込んで相当の上昇は避けられないと悲観的で、政府の物価対策に対する無策を露呈いたしております。佐藤内閣に対する世論の批判はきわめてきびしいものがあるわけであ

ります。最近出されております新聞等の世論調査を見ましても、物価の上昇に対する無策を攻撃する比率は、かつての岸内閣に比較してまさるとも劣らない状態にあるということは、これは保守政党にとつて大きく反省をいたさねばならぬ点であると思ふのであります。

ことに郵便料金の値上げというものは、これは単に郵便料金の値上げにとどまるものではありません。料金の家計に占める影響というものは、数的には〇・一四％程度とあがっているのではありませんけれども、家計というものは、一つの収入によつて数多くの支出をまかなつていくものでありますから、少なくとも、上昇率というものは、これはまとめた総額で計算をいたさねばならぬところであります。この点から考えてみますと、郵便料金の値上げは単に〇・一四％ではなく、何もかにもが値上がりをした上にプラスされるものであります。私どもは、三十五年以来、経済の毎年六％以上の伸びや、あるいは消費物価の上昇に見舞われて、不況と不安と物価高、この異常現象を、私どもは国民生活の中から軽視してはみることができないのであります。このこととまるところを知らない公共料金の値上げそのものは、保守党政府の体質的な欠陥からくるものであるということ指摘いたさねばならぬと思ふからであります。

反対の第二は、郵政事業が今日でも、個人と個人の意思を疎通せしめる、言うならば単純な仕事で、現実的には幾年経過をいたしましたも、これは変わるところのない仕事であることは論を待ちません。しかし、実社会における個人はきわめて高い次元での複雑な環境を増し、そういう形で関係は、これは経済社会や社会文化の進展に対

して、個人の意思の疎通をはかるということが、いかに重大な問題であるか、通信業務は、その間の媒介としての基礎的要因としての責任を果たさなければならぬというところに、その公共性は高く評価され、重要さにこたえなければならぬ企業としての問題があると思ふのであります。また一方、郵便事業は、近代社会の発展や合理化、機械化の著しい進歩がありましても、企業としては人力にたよるしかない運営の特徴を持つたものであります。この郵便事業の体質的な状況から考えてみますと、今日の郵便事業は、一般社会から見てもこれにこたえていくことがたえよりか、きびしい批判を受け入れなければならぬ多くの問題をかかえていると言わねばなりません。まことに現状残念な状態にあると思われるわけがあります。

これらの問題に対して、この改正案は全くこたえておらないという点に問題があろうと思ひます。たとえば、郵政審議会が問題の提起をいたしました評価の中に、はしなくも指摘をいたしましたとおり、事業の現状は救済の必要があるというのであります。これは並みのとらえ方でありませぬ。おそらく比類のない、審議会の答申の中では最も大きく表現をされた点であらうと思ふのであります。この点をとらえてこれにこたえるのであれば、私は今日の事業経営者の責任が果たされたとは思われないわけでありませぬ。今日、事業がじり貧状態となり、単に提案の説明の中に明らかにされたようなことでは解決されない、そういう重大な問題があることを知らねばならぬと思ひます。郵便の社会全体の評価が、企業経営者の熱意のそのあり方に対して大きく疑問を持ち、また郵

便物の利用者が、郵便物の排送その他に対して、きわめて大きな不信感を持ち、その上に料金の値上げという問題が加味をされているという事になりますと、私は企業全体の経営から考えてみまして、ゆゆしき問題であると言わなければならぬと思うのであります。

さらに料金の決定はきわめて作爲的でありまして、黒字の種類に対して、さらにこれを値上げをし、赤字であつて解決しなければならぬ点を、ますます赤字を是認をするという改正案になつていく点について、これは、私は値上げの理由をさへ失わしめている原因であらうと思うのであります。

第三の反対の理由は、郵便会計のいわゆる現状についてであります。

この会計が人力による企業の会計として独立採算で成り立つものであるかどうかについては、これは多くの論議があるところだらうと思ひます。しかし、法律の第一条にありますように、低廉な料金であまねく国民にサービスをするという本旨から考えてみますと、體質的に、これは独立採算制ではまかない切れない企業であるということは明らかであります。企業が今日落ち込んで国民からの不信を受けているという、そのことが、私はこれを裏づけていると思うのであります。十五年にわたつて改定ができなかつたというようなことは、実は私は、この料金改定の理由とはならないと思うのであります。今日、問題をかかえて、企業がいかにあるべきかについて思ひをいたさねばならぬのは、ここにあらうと思ひます。しかも、かつて逓信省で運営をされておりました当時、もちろん当時の労働条件その他は、他省と比

べて、きわめて劣悪なものではありましたが、しかし、国庫納金をするに足る黒字会計であつたわけでありまして、今日、電電公社、あるいは国際電報等々、黒字である会計を全部外部に持ち去られ、まるはだかの事業で独立会計ができるというところは、これはとうてい考えられないところでありまして、今日赤字を累積する会計であるというところは一日りやう然であります。しかも、これが個人負担によるところの料金改定によつてまかなうというところは、その法律の趣旨からいきまして、あるいは独立企業のあり方からいきまして、これはもう限界に達していると言わねばなりません。しかし、郵便事業は、一つの郵便会計だけで持つていくのではないのであります。貯金会計、保険会計等、言つてみますと、政府の国策にこたえて動いている会計でありまして、その会計の置かれていく立場というものは、きわめてこれは不合理なものであります。歴代の郵政大臣がこの点を認めて、これらに対して改正の意欲を燃やしますけれども、皮肉なことに、それらの人たちが大蔵大臣になりますと、これを解決する意欲を失う等、全く矛盾に満ちた経過をたどつていくわけでありまして、しかし、今日なお、貯金、保険の会計の中から運用利益金を投資させる等の、企業の基礎強化の方策がとられるならば、私は、低廉でもつてあまねく国民にサービスされる郵便事業が、これが維持できないというふうには考えられないのであります。この点から、これらに対する解決のない法律案に対して、反対の理由とするわけでありまして、

以上、三つの反対理由を述べましたが、このほか、具体的に郵便の現状を認識し、これに対処す

べき問題が数多く、しかも、それが多岐にわたつてあるにもかかわらず、これらの問題は法律案の中では全く度外視されているわけでありまして、私は、それゆゑに、郵便事業の経営に当たる当事者の強い反省を要請をしながら、反対討論を終りたいと思ひ次第であります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 西村尚治君。

〔西村尚治君登壇、拍手〕

○西村尚治君 私、自由民主党を代表して、ただいま議題となりました郵便法の一部を改正する法律案に対し、賛成の意を表するものであります。この法律案は、政府の提案理由の説明にもありましたが、郵便事業の円滑な運営と、これに要する財源を確保するため、郵便料金を改定するとともに、業務の効率化、事業の近代化を促進し、あわせて利用者に対するサービスの改善をはかりとするものであります。

郵便事業は、その特色として、人力に依存する度合いがきわめて強く、経費の約八〇％が人件費であります。これは世界各国の郵便事業に共通するいわば宿命的な特質であります。近年、特にわが国におきましては、相つゞ増員とペースアップのために、人件費は上昇の一途をたどり、事業財政は極度に逼迫するに至つたのであります。この増員は、年々激増する郵便物の処理のために必要不可欠な措置ではありましたが、それがために、局舎の増改築、局内作業の機械化等、作業施設を整備する資金的余裕がなく、事業の効率化と近代化の面におきまして時代の趨勢におくれをとつてきたことは、いふまでもない事実であります。この点を解決し、近代化を推進する

ことが、郵便事業に課せられた当面の緊急課題であるといわなければなりません。

ところが、他方におきまして、郵便料金は、昭和二十六年に全面的な改正が行なわれまして以来、三十六年に一部の料金についてのみ若干の調整が加えられましたが、第一種と第二種、すなわち書状とはがきにつきましては、今日まで十五年間据え置かれたままであります。もちろんこの種の料金は、長期間にわたつて安定させることが望ましいことは言うまでもありません。しかしながら、安定した料金というものは、事業が確固たる健全な経営基盤に立つていてこそ初めて意義があるのであります。かりに、それが不健全な経営の基礎に立ち、サービス低下という犠牲のもとに維持されるものであるならば、これは決して歓迎すべきものとは申せません。郵便事業は昭和四十年度においてすでに数十億円の赤字経理を余儀なくされております。もしかりに、現行料金をこのまま据え置くとしたならば、今日の急務たる事業の機械化、近代化が不可能になるのみならず、人件費に著しい不足をきたしまして、過日、仲裁委員会から出されました仲裁裁定すら、これを実施することがはなはだ困難な状態におちいるのであります。本案に対する反対意見の中には、料金改定を避けんがために、一般会計から繰り入れてまかなうべしとか、郵便貯金事業の剰余金をもつて充当すべしとかの論がありましても、これは全く一時的なばり策にすぎず、抜本的な対策とはなり得ません。しかも、郵便事業特別会計のたてまえ、並びに、過去においてこれが特別会計制度をとるに至つた経緯などから見まして、この会計本来のたてまえをくずすがごとき安易な措置

をとることは、誠に慎むべきであると考えます。あくまで独立採算の妙味と長所を生かし、自前の会計として、責任を持って経営していく方針を堅持すべきでありまして、そのためには、この際、料金改定によるほかにと考えるのであります。

当面の問題について見ましても、先般出された仲裁裁定は、三公社四現業には実施可能とのことでありまして、郵政関係のみ資金不足のために実施が困難であるということは、従業員の士気に影響すること甚大なるものがあるといわなければなりません。そう見ても、ひとり政府のみならず、三十一万の郵政従業員も、ひとしくこの法律案の可決を、早天に慈雨を望むがごとき気持ちで待ち望んでいるのではないでしようか。(拍手、発言する者多し) 料金改定は郵便の利用者にはある程度の負担をかけることにはなりますけれども、生活費の中に占める郵便料金の割合の零細な点などから見ましても、改正案の程度ならば、大方の理解と協力が得られるものと考えるのであります。

しかも、本案は、単に料金改定のみを意図するものではありません。郵便物の種類、体系等を整備して、業務の効率化を目ざすとともに、通信教育用の郵便物は低料金のまま据え置くとか、あるいは学術雑誌の郵賃を新たに設けて、学術奨励のための優遇措置を講ずるなど、きめのこまかい配慮が数多くなされているのであります。料金改定そのものは決して好ましいものではありませんけれども、これによって郵便事業が確固たる基盤に立ち返り、従業員の士気と能率が上がり、さらに待望の近代化も促進されまして、政府のたびたび言明することく、よりよきサービスが約束

束されますならば、本改正案は、まことにやむを得ない、むしろ当を得た改正案であると私は信ずるのであります。

さような観点から本案に賛成するものであることをここに申し上げまして、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 田代富士男君。

〔田代富士男君登壇、拍手〕

○田代富士男君 ただいま議題となりました郵便法の一部を改正する法律案に対し、公明党を代表して、強く反対するものであります。

まず第一に、政府は、物価安定対策に対して、事あるごとに、極力努力を傾けていると言いつながら、実際には、ことしに入つての一連の公共料金の値上げは、言行一致であり、国民の期待をはなはだしく裏切るものであります。政府の物価対策は机上の理論を並べ、国民生活を無視した以外の何ものでもありません。この姿は、四十年度の消費者物価指数が、実に過去十年間の最高の値上り率、七・六％と上昇したことでありまして、このことは、物価騰勢に拍車をかけ、米価、私鉄、国鉄、さらには保険料等、軒並みに公共料金の値上げとなつてあらわれてきております。このようなときに郵便料金の値上げを強行するならば、必ずや一般物価の高騰を続発させ、国民経済生活を大きく圧迫することは必至であります。今回の郵便料金値上げに対しても、その家計に占める生計費の割合は、〇・一四％にすぎず、また、物価に及ぼす影響は微々たるものであると、総理みずから公言しておりますが、実際は、それ以上になることは明らかであり、全く国民大衆の実生活を顧みないものであり、国民生活をあまりにも無視したもので、断じて許せないところであります。必ずや郵便料金値上げに便乗して、他物価の値上げを刺激し、物価上昇の誘因となると言わざるを得ません。よつて、郵便料金値上げは、国民すべてが反対であり、私は強く反対を表明いたします。

次に、反対の理由は、改正案の中において、第三種の政策料金として、直接原価をはるかに割る低料金を審議会の答申を無視して設定したことでありまして、五十六億の郵便事業の赤字の原因は人件費にあるといえども、実に、赤字の原因は、第三種の低料政策料金が最大のガンになっていることとであります。今回の改正案の内容を見たときに、多くの不合理な問題点があり、矛盾を認めざるを得ません。政府は、あくまでも郵便事業の独立採算制のたてまえを徹底しようとするならば、収支均衡の原則に従つて、原価を基準にした料金設定が必要であります。しかしながら、あくまでも総括原価主義を主張する政府は、単位原価の黒字である第一種の書状、書留、その他の特殊取り扱いの郵便物に対して、大幅な値上げを強行しております。また、単位原価から大幅な赤字を出している第三種低料扱いの料金に対しては、一円値上げしただけにとどまり、その他は現行のままの料金にしていることは、一部の大口利用者が負担すべき料金を一般利用者が負担するということ、は、まことに不合理であり、断じて許すわけにはまいりません。郵便事業の健全化を最大の目標とするならば、まず政策料金の再検討を早急に進めることが急務であるとともに、料金全体に対しての原価理論、料金決定基準を明確にすべきであります。これなくして健全化は断じて行ない得ない

と断言しておきます。

さらに、第五種郵便物が廃止され、第一種郵便物に統合されることにより、今後の経済発展に伴い、従来のダイレクトメール等が、第一種の定形郵便物として多数差し出されることが予想されると考えられます。したがつて、郵便事業本来の目的である書状、はがき等の配達に著しく阻害されるおそれがあるにもかかわらず、書状、はがき等に対しての優先送達配達が全くなされていらないのであります。

また、料金値上げによつて、郵便事業の近代化、航空機搭載によつての送達等を促進することによつて、サービスの徹底も十二分にでき得ると言われるが、表面上の近代化、航空機搭載等をしたからといって、必ずしも送達促進とはなり得ないところに大きな問題があります。すなわち、住居表示制度が確立されていないわが国は、世界的にも有名な迷路の国であります。この迷路の解消なくして、サービスの徹底、配達のスピード化等はありません。諸外国においては、住居表示は街路式であることは常識であります。わが国においても、すみやかに街区式から街路式に改めるべきであります。このような根本的問題を解決せずして、ただ航空機搭載をすれば送達等において一般大衆にサービスが徹底されるとしていることは、はなはだ軽率であります。

以上のような諸点が解消されないまま、政府は郵便事業の経営上発生した赤字を補てんする方法として、郵便料金の値上げのみを考えることが、独立採算制の鉄則のごとく盲信していることは、はなはだ不合理であり、このことは国民不在の政治を強めるばかりであります。

私は、以上の諸点より、政府の原案に対し強く反対して、討論を終わります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) これにて討論の通告者の発言は全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。

これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第二、中部圏開発整備法案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。建設委員長松永忠二君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

中部圏開発整備法案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和四十一年五月二十六日

衆議院議長 山口喜久一郎

参議院議長 重宗 雄三殿

中部圏開発整備法案

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 中部圏開発整備本部(第三条・第五条)
- 第三章 中部圏開発整備審議会(第六条・第七條)
- 第四章 中部圏開発整備地方協議会(第八条)

第五章 中部圏開発整備計画(第九条・第十二條)

第六章 中部圏開発整備計画に基づく事業の実施(第十三条・第二十四条)

附則 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、中部圏の開発及び整備に関する総合的な計画を策定し、その実施を推進することにより、東海地方、北陸地方等相互間の産業経済等の関係の緊密化を促進するとともに、首都圏と近畿圏の中間に位置する地域としての機能を高め、わが国の産業経済等において重要な地位を占めるにふさわしい中部圏の建設とその均衡ある発展を図り、あわせて社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「中部圏」とは、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び滋賀県の区域を一体とした広域をいう。

2 この法律で「中部圏開発整備計画」とは、中部圏の建設とその均衡ある発展を図るため必要な中部圏の開発及び整備に関する計画をいう。

3 この法律で「都市整備区域」とは、中部圏の地域のうち第十三条第一項の規定により指定された区域をいう。

4 この法律で「都市開発区域」とは、都市整備区域以外の中部圏の地域のうち第十四条第一項の規定により指定された区域をいう。

5 この法律で「保全区域」とは、中部圏の地域内において観光資源を保全し、若しくは開発し、緑地を保全し、又は文化財を保存する必要がある区域で、第十六条第一項の規定により指定された区域をいう。

第二章 中部圏開発整備本部

(設置)

第三条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百

二十号)第八条第一項の規定に基づいて、総理府の機関として、中部圏開発整備本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第四条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 中部圏開発整備計画の案の作成に関し必要な相互の連絡を図ること。
- 二 中部圏開発整備計画の作成及びその作成のため必要な調査を行なうこと。
- 三 中部圏開発整備計画の実施に必要となる関係行政機関相互の連絡調整を図ること。
- 四 中部圏開発整備計画の実施を推進すること。

五 その他中部圏開発整備計画に関し、内閣総理大臣の権限に属する事務を処理すること。

(組織)

第五条 本部の長は、中部圏開発整備部長官とし、国務大臣をもつて充てる。

2 中部圏開発整備部長官は、本部の事務を統轄し、所部の職員を監督する。

3 本部に、次長その他の職員を置く。

4 この法律に定めるもののほか、本部の組織に關し必要な事項は、政令で定める。

第三章 中部圏開発整備審議会

(設置及び所掌事務)

第六条 総理府に、附屬機関として、中部圏開発整備審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、中部圏開発整備計画の策定及び実施に關する重要事項その他審議会の権限に属せられた事項について調査審議する。

3 審議会は、中部圏開発整備計画の策定及び実施に關する重要事項について内閣総理大臣に意見を述べることが出来る。

(組織及び運営)

第七条 審議会は、次に掲げる者につき、内閣総理大臣が任命する委員三十三人以内で組織する。

一 関係行政機関の職員 十一人以内

二 関係県の知事及び関係指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。)の市長 十人

三 関係市の市長(関係指定都市の市長を除く。)を代表する者 一人

四 関係町村の町村長を代表する者 一人

五 学識経験のある者 十人以内

2 審議会の委員は、非常勤とする。

3 学識経験のある者のうちから任命される審議会の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の審議会の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の審議会の委員は、再任されることが出来る。

5 この法律に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

第四章 中部圏開発整備地方協議会

(中部圏開発整備地方協議会)

第八条 中部圏の開発及び整備に關する重要事項を調査審議するため、関係県は、その協議により規約を定め、共同して、中部圏開発整備地方協議会を設置する。

2 前項の規定による関係県の協議については、当該県の議会の議決を経なければならない。

3 中部圏開発整備地方協議会は、委員三十四人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 関係県の知事及び関係指定都市の市長 十人

二 関係県及び関係指定都市の市長 十人

三 関係市の市長(関係指定都市の市長を除く。)を代表する者に

つき関係県の知事が協議して任

命する者

一人

四 関係市の議会の議長（関係指定都市の議会の議長を除く。）を代表する者につき関係県の知事が協議して任命する者

五 関係町村の町村長を代表する者につき関係県の知事が協議して任命する者

一人

六 関係町村の議会の議長を代表する者につき関係県の知事が協議して任命する者

一人

七 学識経験のある者のうちから関係県の知事が協議して任命する者

一人

八 この法律に定めるもののほか、中部圏開発整備地方協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規約で定めるものとする。

十人以上

九 中部圏開発整備計画（以下「基本計画」という。）は、次に掲げる事項を定めるものとする。この場合において、第二号及び第三号に掲げる事項については、第一号に規定する方針に基づいて定めるものとする。

十 中部圏開発整備計画（以下「基本計画」という。）は、次に掲げる事項を定めるものとする。

十人以上

十一 中部圏開発整備計画（以下「基本計画」という。）は、次に掲げる事項を定めるものとする。

十人以上

十二 中部圏開発整備計画（以下「基本計画」という。）は、次に掲げる事項を定めるものとする。

十人以上

十三 中部圏開発整備計画（以下「基本計画」という。）は、次に掲げる事項を定めるものとする。

十人以上

十四 中部圏開発整備計画（以下「基本計画」という。）は、次に掲げる事項を定めるものとする。

十人以上

十五 中部圏開発整備計画（以下「基本計画」という。）は、次に掲げる事項を定めるものとする。

十人以上

十六 中部圏開発整備計画（以下「基本計画」という。）は、次に掲げる事項を定めるものとする。

十人以上

る事項

ハ 水資源の開発及び利用に関する事項

ニ 国土保全施設の整備に関する事項

ホ 住宅及び生活環境施設の整備に関する事項

ヘ 公害の発生の防止に関する施設その他公害の防止に関する事項

ト 教育文化施設の整備に関する事項

チ 観光資源の開発、利用及び保全並びに文化財の保存に関する事項

リ その他中部圏の開発及び整備に関する事項

三 事業計画は、基本計画の実施のため必要な毎年度の事業で政令で定めるものについての計画とする。

四 事業計画は、基本計画の実施のため必要な毎年度の事業で政令で定めるものについての計画とする。

五 事業計画は、基本計画の実施のため必要な毎年度の事業で政令で定めるものについての計画とする。

六 事業計画は、基本計画の実施のため必要な毎年度の事業で政令で定めるものについての計画とする。

六 事業計画は、基本計画の実施のため必要な毎年度の事業で政令で定めるものについての計画とする。

七 事業計画は、基本計画の実施のため必要な毎年度の事業で政令で定めるものについての計画とする。

七 事業計画は、基本計画の実施のため必要な毎年度の事業で政令で定めるものについての計画とする。

八 事業計画は、基本計画の実施のため必要な毎年度の事業で政令で定めるものについての計画とする。

八 事業計画は、基本計画の実施のため必要な毎年度の事業で政令で定めるものについての計画とする。

九 事業計画は、基本計画の実施のため必要な毎年度の事業で政令で定めるものについての計画とする。

九 事業計画は、基本計画の実施のため必要な毎年度の事業で政令で定めるものについての計画とする。

十 事業計画は、基本計画の実施のため必要な毎年度の事業で政令で定めるものについての計画とする。

十 事業計画は、基本計画の実施のため必要な毎年度の事業で政令で定めるものについての計画とする。

十一 事業計画は、基本計画の実施のため必要な毎年度の事業で政令で定めるものについての計画とする。

十一 事業計画は、基本計画の実施のため必要な毎年度の事業で政令で定めるものについての計画とする。

十二 事業計画は、基本計画の実施のため必要な毎年度の事業で政令で定めるものについての計画とする。

十二 事業計画は、基本計画の実施のため必要な毎年度の事業で政令で定めるものについての計画とする。

十三 事業計画は、基本計画の実施のため必要な毎年度の事業で政令で定めるものについての計画とする。

しなければならない。

三 都市整備区域の指定は、内閣総理大臣が総理府令の定めるところにより告示することによつて、その効力を生ずる。

（都市開発区域の指定）

第十四条 内閣総理大臣は、中部圏の均衡ある発展を図るため、都市整備区域以外の中部圏の地域のうち、工業等の産業都市その他当該地域の発展の中心となる都市として開発整備することを必要とする区域を都市開発区域として指定することができる。

第十五条 前二条に定めるもののほか、都市整備区域内及び都市開発区域内における宅地の造成その他都市整備区域及び都市開発区域の開発及び開発に関し必要な事項は、別に法律で定める。

第十六条 内閣総理大臣は、中部圏の地域内において観光資源を保全し、若しくは開発し、緑地を保全し、又は文化財を保存する必要があると認める区域を保全区域として指定することができる。

第十七条 事業計画に基づき事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従い、国、地方公共団体又は関係事業者が実施するものとする。

第十八条 関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業者は、基本計画及び事業計画の実

第十九条 関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業者は、基本計画及び事業計画の実

第二十條 関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業者は、基本計画及び事業計画の実

第二十一條 関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業者は、基本計画及び事業計画の実

第二十二條 関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業者は、基本計画及び事業計画の実

第二十三條 関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業者は、基本計画及び事業計画の実

第二十四條 関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業者は、基本計画及び事業計画の実

施に關し、できる限り協力しなければならぬ。

2 内閣總理大臣は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体又は関係事業者に対し、基本計画又は事業計画の実施に關し勧告し、及びその勧告によつて採られた措置その他基本計画又は事業計画の実施に關する状況について報告を求めることができる。(基本計画に關する施策の立案及び勧告)

第十九条 内閣總理大臣は、中部圏の建設とその均衡ある発展を図るため特に必要があると認めるときは、審議会の意見をきいて基本計画に關する総合的な施策を立案し、これに基づいて関係行政機関の長及び関係地方公共団体に対し、勧告し、及びその勧告によつて採られた措置について報告を求めることができる。

(国の普通財産の譲渡)

第二十条 国は、事業計画に基づく事業の用に供するため必要があると認めるときは、その事業の執行に要する費用を負担する地方公共団体に對し、普通財産を譲渡することができる。

(中部圏開発整備計画の実施に要する経費)

第二十一条 政府は、中部圏開発整備計画を実施するため必要な資金の確保を図り、かつ、国の財政の許す範囲内において、その実施を促進することに努めなければならない。

(地方債についての配慮)

第二十二条 地方公共団体が中部圏開発整備計画を達成するために必要な事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

(中部圏開発整備計画と北陸地方開発促進計画との調整)

第二十三条 中部圏開発整備計画と北陸地方開発促進計画との調整は、内閣總理大臣が審議会と北陸地方開発審議会の意見をきいて行なうものとする。

とする。

2 前項の場合においては、北陸地方開発促進計画について適切な考慮を払いつつ調整を図るものとする。

(中部圏開発整備計画と近畿圏整備計画との調整)

第二十四条 中部圏開発整備計画と近畿圏整備計画との調整は、内閣總理大臣が審議会と近畿圏整備審議会の意見をきいて行なうものとする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(總理府設置法の一部改正)

2 總理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十六条・第十六条の二」を「第十六条・第十六条の三」に改める。

第十五条第一項の表中「近畿圏整備審議会」の項に次のように加える。

中部圏開発整備法(昭和四十一年法律第...号)の規定により整備審議会を行なうこと。

第二章第三節第十六条の二の次に次の一条を加える。

(中部圏開発整備本部)

第十六条の三 總理府の機関として、中部圏開発整備本部を置く。

2 中部圏開発整備本部は、中部圏の開発及び整備に關する総合的な計画を策定し、その実施を推進するための機関とする。

3 中部圏開発整備本部の組織及び所掌事務については、中部圏開発整備法の定めるところによる。

第二十三条中「並びに近畿圏整備長官」を、「近畿圏整備長官並びに中部圏開発整備長官」に改める。

附則に次の一項を加える。

6 当分の間、第二十三条に規定する定員は、同条の規定による定数に二十人を加えたものとする。

(国土総合開発法の一部改正)

3 国土総合開発法(昭和二十五年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「又は近畿圏整備計画」を「、近畿圏整備計画又は中部圏開発整備計画」に改める。

(水資源開発促進法の一部改正)

4 水資源開発促進法(昭和三十六年法律第二百十七号)の一部を次のように改正する。

5 中部圏開発整備計画と基本計画との調整は、内閣總理大臣が中部圏開発整備審議会と審議会の意見をきいて行なうものとする。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約二千万円の見込みである。

〔松永忠二君登壇、拍手〕

○松永忠二君 ただいま議題となりました中部圏開発整備法案について、建設委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、中部圏の開発及び整備に關する総合的な計画を策定し、その実施を推進することにより、わが国の産業経済に重要な地位を占める中部圏の建設と、その均衡ある発展をはかり、あわせて社会福祉の向上に寄与しようとするものであります。

本法案にいう中部圏とは、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び滋賀県の区域を一体とした広域をいうものであります。内容のおもな点を申し上げますと、

第一は、その事務を所掌するため、總理府の機関として中部圏開発整備本部を設置し、長官には國務大臣をもって充てることとしております。また、總理府に中部圏開発整備審議会を設け、總理大臣の諮問に応じ、計画の策定実施に關する重要事項を調査審議することとしております。

第二に、関係県は共同して中部圏開発整備地方協議会を設置し、中部圏の開発整備に關する重要事項を調査審議することとしております。

第三に、基本開発整備計画については、関係県の協議により、中部圏開発整備地方協議会の調査審議を経てその案を作成し、これを中部圏開発整備長官に提出し、同長官はこの案に基づいて基本開発整備計画を作成、内閣總理大臣が審議会の意見を聞くとともに、関係行政機関の長に協議して決定することとしております。

第四に、内閣總理大臣は、事業の実施にあたって、各地域の特性に応じ、都市整備区域、都市開発区域及び保全区域を指定することができるものとし、各区域の整備開発に必要な事項は別に法律で定めることとしております。

その他、中部圏開発整備計画と北陸地方開発促進計画、近畿圏整備計画との調整等について規定してあります。

本委員会における質疑の内容については、會議録によつて御承知願ひたいと存じます。

質疑を終了、討論に入りましたところ、日本共產黨を代表して須藤委員から反対、日本社会黨を代表して小酒井委員、自由民主党を代表して稻浦委員から、それぞれ賛成の旨の発言があり、小酒

井委員からは、自由民主党、日本社会党、公明党、民主社会党の共同発議にかかる附帯決議案が提出されました。その内容は、

本法の実施に当つては、その立法の趣旨にかんがみ、中部圏開発整備審議会並びに中部圏開発整備地方協議会の委員のうち学識経験者の任命について、政府及び関係県の知事は、地域住民各層の意見が十分に反映されるよう特に配慮すべきである。

というものであります。

かくて討論を終局、採決の結果、本法案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて討論中の附帯決議について採決の結果、多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時十分散会

出席者は左のとおり。

議長 重宗 雄三君
副議長 河野 謙三君
議員 鬼木 勝利君 原田 立君

瓜生 清君	林 塩君	大谷 賛雄君	青柳 秀夫君	木村美智男君	村田 秀三君
山高しげり君	黒柳 明君	佐藤 芳男君	平島 敏夫君	田村 賢作君	高橋雄之助君
片山 武夫君	石本 茂君	鋼木 亨弘君	古池 信三君	瀬谷 英行君	谷口 慶吉君
市川 房枝君	中尾 辰義君	田中 茂穂君	近藤 鶴代君	櫻井 志郎君	北畠 教真君
浅井 亨君	高山 恒雄君	井野 碩哉君	石原幹市郎君	金丸 富夫君	林 虎雄君
森田 タマ君	植木 光教君	笹森 順造君	杉原 荒太君	大森 創造君	鶴岡 哲夫君
和田 鶴一君	田代富士男君	竹中 恒夫君	後藤 義隆君	青田源太郎君	赤間 文三君
北條 鶴八君	向井 長年君	堀本 宜実君	山本 利壽君	井川 伊平君	北村 暢君
中上川アキ君	沢田 一精君	玉置 和郎君	内藤三郎君	鈴木 強君	藤田藤太郎君
二本 謙吾君	野知 浩之君	任田 新治君	西村 尚治君	阿部 竹松君	森 八三一君
宮崎 正義君	中村 正雄君	中村喜四郎君	柳田桃太郎君	三木與吉郎君	西郷吉之助君
前田佳都男君	伊藤 五郎君	長谷川 仁君	岡本 悟君	木内 四郎君	秋山 長造君
吉江 勝保君	洪谷 邦彦君	奥村 悦造君	楠 正俊君	永岡 光治君	柳岡 秋夫君
鈴木 一弘君	重政 庸徳君	黒木 利克君	近藤英一郎君	紅露 みつ君	上原 正吉君
白井 勇君	梶原 茂嘉君	栗原 祐幸君	久保 勘一君	増原 恵吉君	中山 福蔵君
辻 武寿君	柏原 ヤス君	岸田 幸雄君	徳永 正利君	小柳 牧衛君	佐多 忠隆君
木暮武太夫君	寺尾 豊君	谷村 貞治君	村上 春蔵君	山本伊三郎君	藤田 進君
山内 一郎君	山本茂一郎君	木島 義夫君	米田 正文君	大和 与一君	須藤 五郎君
中津井 真君	林田悠紀夫君	大谷藤之助君	西田 信一君	森 勝治君	鈴木 力君
宮崎 正雄君	船田 謙君	仲原 善一君	松野 孝一君	中村 波男君	川村 清一君
藤田 正明君	平泉 渉君	斎藤 隆輔君	津島 文治君	大橋 和孝君	田中寿美子君
八田 一朗君	土屋 義彦君	斎藤 昇君	塩見 俊二君	稲葉 誠一君	吉田忠三郎君
木村 睦男君	高橋文五郎君	植竹 春彦君	新谷寅三郎君	渡辺 勘吉君	小林 武君
内田 芳郎君	大森 久司君	迫水 久常君	松平 勇雄君	松本 賢一君	中村 順造君
丸茂 重貞君	源田 実君	八木 一郎君	山下 春江君	野上 元君	武内 五郎君
小林 篤一君	山崎 斉君	青木 一男君	那 祐一君	森中 守義君	柴谷 要君
川野 三暁君	温水 三郎君	安井 謙君	小沢久太郎君	松永 忠二君	小柳 勇君
日高 広為君	亀井 光君	小林 武治君	小山邦太郎君	相澤 重明君	森 元治郎君
石井 桂君	豊田 雅孝君	吉武 恵市君	廣瀬 久忠君	鈴木 壽君	光村 甚助君
稲浦 鹿蔵君	大竹平八郎君	鈴木 市蔵君	達田 龍彦君	伊藤 顕道君	中村 英男君
柴田 栄君	鹿島 俊雄君	戸田 菊雄君	竹田 現照君	大矢 正君	亀田 得治君
鍋島 直紹君	横山 フク君	小林 章君	山崎 昇君	大倉 精一君	近藤 信一君

昭和四十一年六月三日 参議院會議録第三十一号

國務大臣

成瀬 楠治君 小酒井義男君
 椿 繁夫君 横川 正市君
 久保 等君 岡田 宗司君
 藤原 道子君 加藤シヅエ君
 松澤 兼人君 羽生 三七君

政府委員

郵政大臣 郡 祐一君
 國務大臣 安井 謙君
 郵政大臣官房 長 鶴岡 寛君
 郵政省郵務局 長 長田 裕二君
 郵政省経理局 長 浅野 賢澄君

第三十号中正誤

ハシ 段 行 誤

正

ハシ 一 終わり 第百四十二条の 二 第百四十三条の
 二 終わり 第百四十三条の 四まで
 ハシ 一 終わり 第百四十三条の 四まで

明治二十五年三月三十一日
 第三種郵便物認可

定価 一部 二十五円
 (ただし良質紙は三十円)
 (送料別)

発行所

東京都港区赤坂美町二番地
 大蔵省印刷局
 電話 東京 五八二四四二(六線)